

第一種特定製品の管理者の判断の基準案の概要について

平成26年5月

環境省地球環境局温暖化対策課フロン等対策推進室

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

[1] 判断の基準等の制定の背景

第一種特定製品の使用段階で相当量のフロン類の漏えいが生じていることから、第一種特定製品の管理者による当該製品の管理の適正化を推進することにより、使用時におけるフロン類の漏えいを防止するため、改正法においては、第一種特定製品の使用等に際して取り組むべき措置について主務大臣が第一種特定製品の管理者の「判断の基準」を定め、第一種特定製品の管理者に対し判断の基準に基づく取組を求ることとした。

このため、第一種特定製品の管理者の「判断の基準」となる細則等について、主務大臣による告示を定める必要がある。

なお、判断の基準に基づく第一種特定製品の管理者の取組によって、フロン類の漏えいの早期発見や漏えい原因を特定しないまま冷媒が補充され結果的に漏えいをもたらす繰返し充填の防止などを通じたフロン類の漏えい防止が期待される。

[2] 第一種特定製品の管理者の判断の基準の具体的な内容について

【法16条1項関係】

(1) 管理第一種特定製品の適切な設置、適正な使用環境の維持及び確保

- 第一種特定製品の管理者は第一種特定製品の設置に際して、①第一種特定製品の設置場所の周辺に当該製品（配管部分等を含む）の損傷の原因となる振動源が存在しないこと、②当該第一種特定製品の点検及び修理を適切に行うために必要な空間を確保すること。
- 第一種特定製品の使用環境の維持及び確保のため、上記①及び②に留意する他、③排水板及び凝縮器・熱交換器の付着物の定期的な清掃、④排水の定期的な除去、⑤当該製品を破損させないよう、当該製品の上部に他の機器を設置する際には十分留意することに努めるとともに、性能を維持するために必要な措置を講ずること。

(2) 管理第一種特定製品の点検

(2-1) 全ての管理第一種特定製品の点検（簡易定期点検）

- 管理第一種特定製品について、四半期に一回以上の頻度で次の事項について簡易定期点検を実施すること。
(エアコンディショナー)
 - ・製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候の有無
- (冷蔵機器及び冷凍機器)
 - ・冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度
 - ・製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候の有無
- 上記の簡易定期点検は機器の設置環境や点検実施者の有する技術及びその能力に応じて可能な範囲で実施すること。
- 上記点検により冷媒漏えいを現に生じさせ又は漏えいを惹起する蓋然性が高い故障又はその徴候を発見した場合には、十分な知見を有する者による直接法（発泡液、電子式漏えいガス検知機又は蛍光剤を用いる方式）又は間接法（定期的に蒸発圧力、圧縮機・駆動原動機の電圧等が平常運転時と比べ、異常値となっていないことを検査する方法）これらを組み合わせた方法による専門的な点検（以下、「専門点検」という。）を実施すること。

(備考)

エアコンディショナーに関する点検において、外気温の影響を受けやすい室などの場合、室温から機器の不具合を把握することが困難であるため、必須点検項目に室温測定は含めないが、密閉性の高い室などでは室温を測定することにより当該機器の不具合を確認することが可能な場合もあるため、室温の測定は推奨事項として「運用の手引き」等において示すこととする。

(2-2) 一定規模以上の管理第一種特定製品の点検（定期点検）

- フロン類の漏えい時の環境影響が大きく、当該製品区分における使用時漏えいの過半数を占める次に掲げる管理第一種特定製品の種類ごとに定める規模以上の製品については、次に掲げる区分ごとに定める頻度で次の事項について点検を実施すること。
(点検対象の規模及び点検の頻度)
 - ・エアコンディショナーのうち、圧縮機に用いられる電動機の定格出

力※が 50kW 以上のもの：1 年に一回以上

- ・エアコンディショナーのうち、圧縮機に用いられる電動機の定格出力※が 7.5kW 以上 50kW 未満のもの：3 年に一回以上
- ・冷蔵機器及び冷凍機器のうち、圧縮機に用いられる電動機の定格出力※が 7.5kW 以上のもの：1 年に一回以上

※電動機以外の動力源としてエンジンを用いて圧縮機を動作させるガスヒートポンプを用いた第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットは、動力源となるエンジンの出力が 50kW 以上のものについては一年に一回以上、7.5kW 以上 50kW 未満のものについては機器を設置した日から 3 年に一回以上とする。

(点検の内容)

- ・製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候の有無を確認すること。
 - ・上記確認により漏えい箇所が概ね特定できる場合には直接法によりその他の場合には直接法又は間接法又はこれらを組み合わせた方法による点検を行うこと。
- 製品の規模は、一の冷凍サイクルを構成する製品における規模により判断する。
- 上記点検は十分な知見を有する者が自ら行い又は立ち会うことで行うこと。

(備考)

十分な知見を有する者としては、例えば、冷媒フロン取扱技術者（一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構）や、以下のような一定の資格を又は一定の実務経験等を有し、かつ、第一種特定製品の構造・運転方法・保守方法、冷媒の特性・取扱方法、関連法規等に関する講習を受講した者などが考えられるが、具体的な要件等については「運用の手引き」等において示すこととする。

- ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- ・冷凍空気調和機器施工技能士
- ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・自動車電気装置整備士（ただし、平成 20 年 3 月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年 3 月以前に当該資格を取

- 得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)
- ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

（3）管理第一種特定製品の整備の記録等

- 第一種特定製品の管理者は管理第一種特定製品ごとに、その整備に関して、下記の事項について記録すること。
 - ・第一種特定製品の管理者の氏名（法人にあっては名称）
 - ・点検実施者の氏名（法人にあっては名称及び実施者の氏名）
 - ・修理実施者の氏名（法人にあっては名称及び実施者の氏名）
 - ・充填・回収した第一種フロン類充填回収業者の氏名（法人にあっては名称及び実施者の氏名）
 - ・点検を行った機器の設置場所及び当該機器を特定するための情報
 - ・フロン類の初期充填量（第一種特定製品の工場出荷時におけるフロン類の充填量及び当該製品の設置時における現場充填量を合計した量）又は当該第一種特定製品の標準的なフロン類の充填量として想定される量
 - ・点検（簡易定期点検、専門点検、定期点検及びその他の点検）を行った年月日及び内容・結果（冷媒漏えいを現に生じさせ又は漏えいを惹起する蓋然性が高い故障又はその徵候（「故障等」という。）がある場合にはその場所に関する事項を含む。）
 - ・故障等に係る修理を行った年月日及び内容・結果（故障等に関し、速やかな修理が困難である場合はその理由及び修理の予定時期に関する事項を含む。）
 - ・充填・回収した年月日及び充填・回収したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）・量

なお、簡易定期点検に係る記録については、点検の年月日及び有無を記載すること。

- 当該記録は当該製品が設置される事業所において、当該製品を廃棄されるまで保管すること。
- 当該記録は、紙又は電磁的記録によって保存すること。
- 当該記録は、当該記録に係る第一種特定製品の管理の適正化に必要な限度において第一種特定製品整備者又は第一種充填回収業者から求めが合った場合には、その求めに応じて開示すること。

(備考)

点検及び整備に関する記録の様式等の以下の事項について、「運用の手引き」等において示すこととする。

- 現在も、機器メーカーや設備事業者による点検記録簿により適切な記録・保存が行われている例があることから、上記の記録事項を満たすものであれば様式を問わないこととする。また、第一種特定製品の管理者が任意で使用できる点検記録簿のひな形を「運用の手引き」等において例示する。
- 当該機器を他者に売却する場合、当該記録又はその写しを当該機器と合わせて売却相手に引き渡すよう努めること。

(4) 管理第一種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置

- 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品の点検又は第一種フロン類充填回収業者からの通知等によって、フロン類の漏えい又は当該漏えいを惹起する蓋然性が高い故障若しくはその徴候を確認した場合は、可能な限り速やかに点検の実施等により漏えい箇所又は故障等の原因を特定すること。
- 上記により、フロン類の漏えい箇所が特定された場合は、当該フロン類の漏えいについて修理すること。
- 次に掲げるやむを得ない場合を除き、上記の措置を講じないままに、第一種特定製品整備者を通じて第一種フロン類充填回収業者に充填を委託してはならない。
 - ア) フロン類の漏えい箇所の特定又は修理が困難な場所に漏えいが生じている場合
 - イ) 環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理及び事業継続のために修理を行わずに緊急的にフロン類を充填することが、人の生命及び健康への悪影響の防止又は経済的に看過できない損失の防止の観点から不可欠な場合であって、かつ、フロン類の漏えいを確認した日から60日以内に漏えい箇所の修理を行う場合(ただし、直近の充填がフロン類の漏えいについて修理を行うことなく充填したものである場合を除く。)

(備考)

物理的に修理が困難な場所に漏えいが生じている場合としては、漏えいが壁、床、柱の内部に設置された配管から生じている場合などで、漏えい防止

措置を講じるために建物の構造に大がかりな変更を加える必要がある場合等を想定している。経済合理的な範囲で漏えい防止措置を講ずることが可能な場合は、やむを得ない場合には当たらず、漏えい防止措置を講ずることが必要である。充填することがやむを得ない場合にあっても、当該機器の点検及び整備に関する記録を行う必要があり、さらに一定量以上の冷媒漏えいを生じた場合は算定漏えい量報告が必要となる。

※なお、HFO や CO₂ など、本法の規制対象としているフロン類以外を冷媒として使用している機器については「判断の基準」に基づく取組の対象外となる。